

富山地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山地域合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)規程第6条第2項の規定に基づき、専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、幹事会の指示を受け、富山地域合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会の組織は、別表のとおりとする。

2 専門部会は、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の分野別の担当職員をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 若干名

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、幹事会の要請により、又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第6条 専門部会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が幹事会と協議の上別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月25日から施行する。